

家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助金をご活用ください

市では、燃やすごみの減量と資源循環型社会形成の推進を目的に、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。多くの市民の皆さんにご理解・ご協力をいただき、制度を利用していただいています。

家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助の申請件数は、平成27年度は321件

で、平成26年度の270件と比べて、51件増加しました。本市ではさらなる燃やすごみの減量に努めていくことが必要となります。今後も発生抑制を最優先としたごみの減量や分別の徹底にご理解・ご協力をお願いします。

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度

平成28年度一般会計予算が可決されたことにもない、購入承認申請の受け付けができるようになりました。今まで、購入をお待ちいただいていた市民の皆さんには、ご不便をおかけしました。

対象 市内在住で、新たに生ごみ減量化処理機器を購入し、利用する方
※ 以前補助を受けた方は、家庭用電動生ごみ処理機および家庭用手動かくはん式生ごみ処理機は購入後5年、生ごみ堆肥化容器は購入後3年を経過した場合に対象となります。

補助金額 購入金額(消費税含む)の5分の4(100円未満の端数は切り捨て)以内で各機種ごとの補助上限額までとします。販売店などが行っているポイントやクーポンなどの割引分およびキャッシュバック分を除いた、購入者が実際に負担した金額が基準となります。なお、補助の対象は生ごみ処理機本体のみで、配送費等は対象となりません。

- ▷ 家庭用電動生ごみ処理機=50,000円まで
- ▷ 家庭用手動かくはん式生ごみ処理機=30,000円まで
- ▷ 生ごみ堆肥化容器=8,000円まで

申請書配布場所 ごみ対策課(市役所第二庁舎4階)で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請方法 購入前に、申請書の必要事項を明記し、直接または郵送で、承認を受けてください。申請時には印鑑が必要です。なお、市の承認通知を受けた日から30日以内に処理機器を購入し、購入日から60日以内に補助金の申請をしてください。補助金の申請方法等、詳しくはお問い合わせください。



大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度

大型生ごみ処理機器の設置については、自治会等を対象とした集合住宅等において、より補助金を活用していただくため、右表のとおり補助金上限額を引き上げました。なお、補助率については、従前の5分の4で変更はありません。

| 旧制度 | 新制度 |
|--------------|--------------|
| 補助金上限額：100万円 | 補助金上限額：150万円 |
| 補助率：5分の4 | 補助率：5分の4 |

問合せ ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9835

平成27年度 生ごみ・資源物処理量

焼却処理量について

平成27年度に焼却処理された燃やすごみは12,700t(前年度は12,577t)で、123t(約1.0%)の増加となりました。内訳は、家庭系ごみが12,331t(前年度は12,291t)で、40t(約0.3%)の増加、事業系ごみが369t(前年度は286t)で、83t(約29.0%)の増加となりました。家庭系ごみを市民1人1日当たり換算すると、286g(前年度は287g)で、1g(約0.3%)の減少となりました。

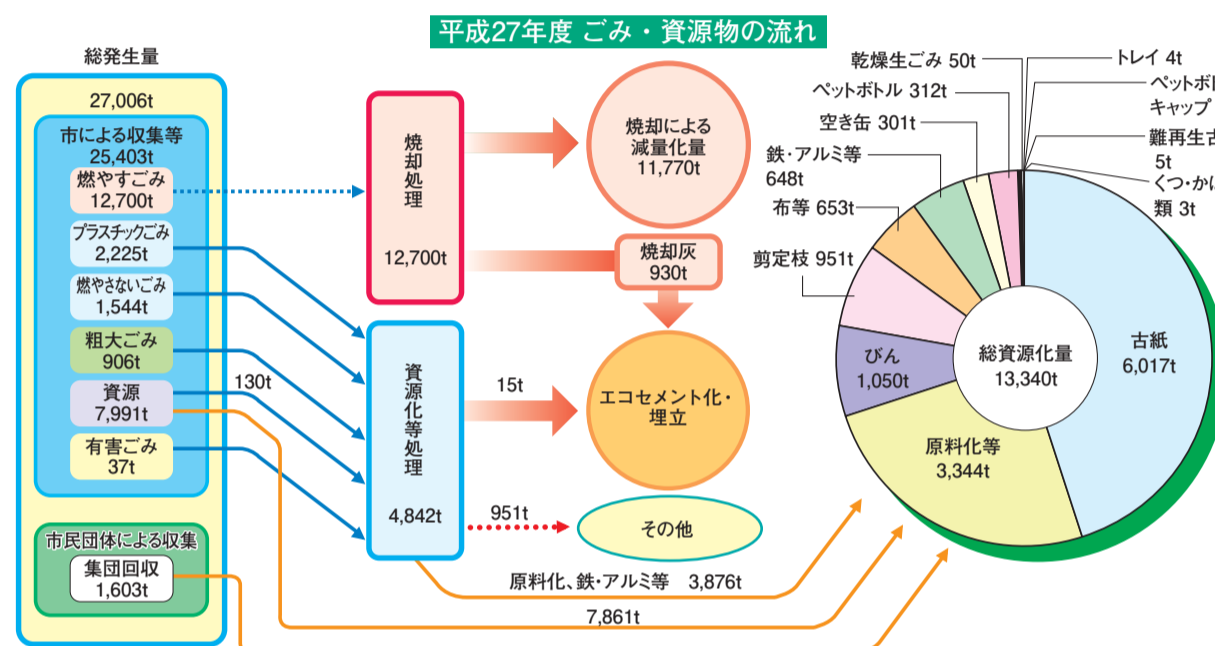
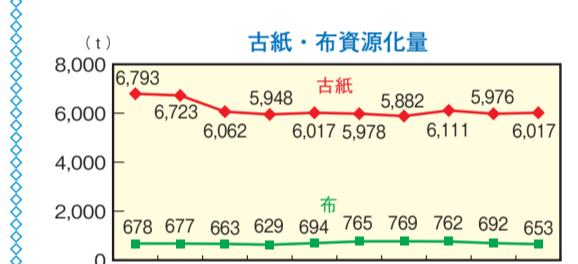
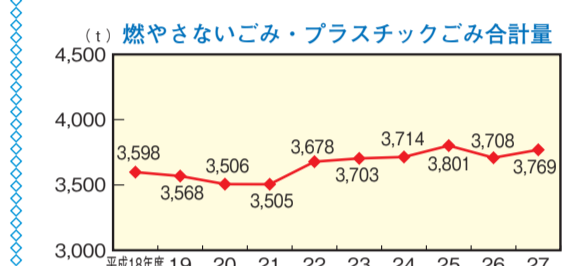
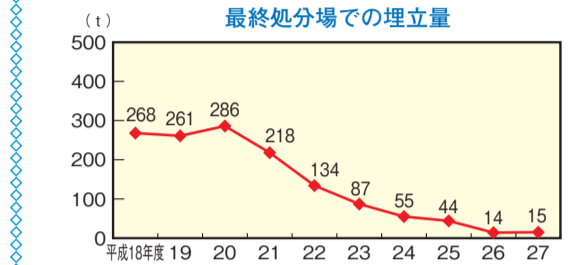
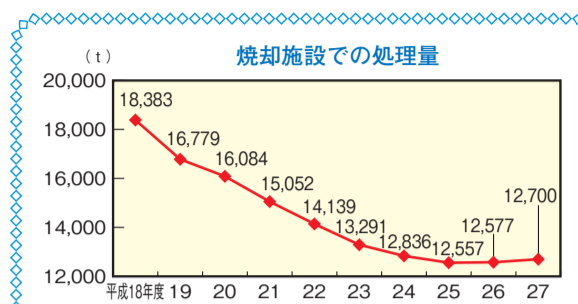
本市は、燃やすごみの処理を多摩地域の各団体にお願いしており、施設周辺にお住まいの皆様および関係者の皆様へのご負担を軽減するため、さらに燃やすごみの減量に努めていくことが必要です。市民の皆さんと事業者の方々が、ごみを出さないライフスタイルの実現に向け、生ごみの水切りなど、ごみ減量の基本となる発生抑制に積極的に取り組み、さらに、古紙・布や剪定枝などの資源物や不燃系ごみの分別排出を徹底していただくようご理解・ご協力をお願いします。

埋立処分量について

平成27年度の埋立処分量は15t(前年度14t)となり、埋立処分量が増加しました。また、燃やさないごみ・プラスチックごみの収集量は、合計3,769t(前年度は3,708t)でした。

資源化について

平成27年度に収集されたごみ・資源物の総資源化率は、49.4%(前年度は49.2%)でした。また、平成27年度に資源化された古紙・布は、6,670t(前年度は6,668t)でした。また、そのほかに、従来埋め立てられていた焼却灰をエコセメントとして再利用する事業が平成18年度に始まっています。平成27年度の本市の燃やすごみの処理で発生した焼却灰930tがエコセメントとなりました。



平成29年度 生ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵を募集中

各家庭に配布する生ごみ・リサイクルカレンダーの表紙絵を描いてみませんか。ごみに関することなら何でも結構です。例 生ごみになるものはもらわない・買わない・取り回しを推進、食品ロスの削減の推進、ごみ収集車、リサイクル、処理施設、地球環境など
応募資格 市内在住の小学校4～6年生
作品 ▷未発表の作品に限ります。▷B4判の画用紙に横長に描いてください。▷クレヨン・絵の具など材料は問いません。
入賞 入賞作品は平成29年度生ごみ・リサイクルカレンダーに掲載します。(応募者全員に参加賞)



昨年度の入賞(表紙絵)作品 (徳廣結衣さん)

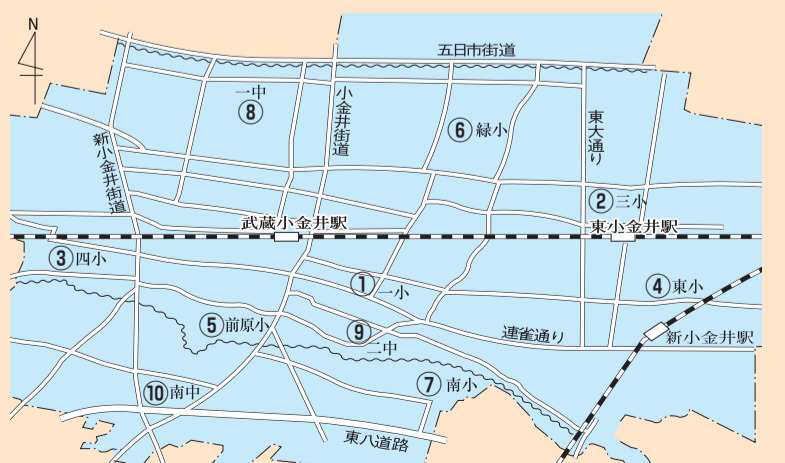
発表 入賞者本人に連絡するとともに、市報に掲載します。
応募方法 9月1日～14日に、作品(1人1作品)の裏に住所・氏名(ふりがな)・電話番号・学校名・学年組を明記し、直接、ごみ対策課(市役所第二庁舎4階)または各市立小学校へ。
問合せ ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9835

夏休み生ごみ投入リサイクル事業に参加しませんか

夏休みの期間中、皆さんの家庭から出た生ごみを小・中学校に設置された電動生ごみ処理機に投入することができます。ここで投入された生ごみは、野菜や果樹を作るための食品リサイクル堆肥としてリサイクルされています。また、本事業とあわせて食用廃油や、くつ・かばん類の回収を実施する学校もあります。各学校の近くにお住まいの方、ごみの減量や生ごみの資源循環に興味のある方など、多くの方のご参加・ご利用をお待ちしています。
※ 学校により実施期間などが異なりますので、詳しくは下表をご覧ください。

【生ごみの持参について】 生ごみは、水切りをしてから持参するようご協力をお願いします。水切りをする事で、電動生ごみ処理機の運転時間が短くなり、節電にもつながります。
【市民ボランティア募集】 市では、本事業にご協力いただけるボランティアの方を随時募集しています。1日だけの参加も可能です。詳しくはお問い合わせください。
問合せ ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9835

| 実施校 | 実施期間 | 実施曜日 | 投入時間 | 食用廃油 | くつ・かばん類 |
|--------|-----------------|-------|-------------|------|-------------------------|
| ①第一小学校 | 7/23(土)～8/31(水) | 水・土 | 9:00～10:00 | 実施 | 8/17(木) |
| ②第三小学校 | 7/23(土)～8/27(土) | 土 | | — | — |
| ③第四小学校 | 8/1(月)～8/19(金) | 月～金 | 10:00～11:00 | — | — |
| ④東小学校 | 7/21(木)～8/27(土) | 火・木・土 | | — | 7/28(木) |
| ⑤前原小学校 | 7/23(土)～8/27(土) | 水・土 | 9:00～10:00 | — | — |
| ⑥緑小学校 | 7/23(土)～8/31(水) | 水・土 | | 実施 | 8/31(水) |
| ⑦南小学校 | 7/23(土)～8/27(土) | 水・土 | — | — | |
| ⑧第一中学校 | 7/23(土)～8/27(土) | 水・土 | 10:00～11:00 | 実施 | 8/24(木) |
| ⑨第二中学校 | 7/23(土)～8/27(土) | 土 | 9:00～10:00 | 実施 | 8/24(木) ※くつ・かばん類のみ回収 |
| ⑩南中学校 | 7/25(月)～8/5(金) | 月～金 | | — | — |



手軽にごみ減量！生ごみの水切り

燃やすごみの多くを占めているのが生ごみです。その生ごみには、大量の水分が含まれています。生ごみの水切りには、こんな方法があります。

- ①まずは水にぬらさない**
…野菜の皮などは洗う前にむき、シンク内の三角コーナーや排水口に入れず直接ごみに捨てる
- ②乾かして出す**
…お茶がらやティーバッグなど、水気を絞り、乾かして出す
- ③もう一絞り**
…水切り袋やトレイなどを使用し、ごみ出し前にもう一絞り

水切りのメリット

- ▷ 燃やすごみを減量することができる
- ▷ 腐敗を遅らせ、嫌なにおいの発生を抑える
- ▷ ごみが軽くなってごみ出しも楽になる
- ▷ ごみ排出場所の汚水による汚れを防止する
- ▷ ごみ収集車からの汚水漏れを抑える
- ▷ 電動生ごみ処理機の乾燥時間を短縮し、電気代の節約になる
- ▷ 余分なCO₂発生を抑える(ごみ量の減少により収集車の燃費が良くなる)

水切りは、忙しい方でも手軽にごみを減量できる方法です。また、雨の日のごみ出しの際、ごみ袋の口の結び目を下に向けるなど、雨水が入らないように工夫することも大切です。引き続き、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

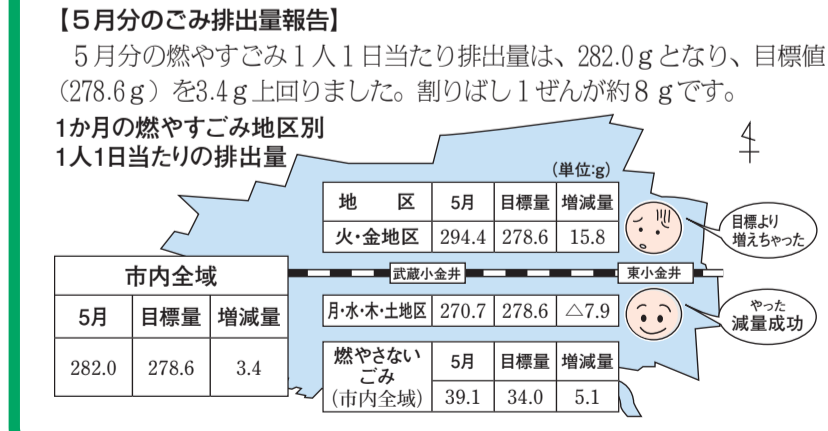
食品リサイクル堆肥の配布

小・中学校や家庭で使用している生ごみ処理機器から生成された生ごみ乾燥物は、市で回収し、民間堆肥製造施設で食品リサイクル堆肥を製造し、希望する市民や農家に配布しています。
とき 毎週金曜日午後1時～2時(祝日、年末年始を除く)
ところ リサイクル事業所裏(中町3-19-16)
配布量 5kg単位(1人1回30kgまで、年間60kgまで)

ごみ減量大作戦!!

日ごろから、ごみの減量と資源化の推進にご協力いただきましてありがとうございます。夏を迎え、夏野菜や果物など、水分を多く含む食材が食卓にのぼる時期になりました。食中毒の気になる季節でもあり、食材をよく洗うなど、生ごみの水分が特に多くなりがちです。野菜・果物の皮や食べ残しを、そのまま生ごみとして袋に入れる前に、「水切り袋に入れて絞る」、「天日にさらす」などのひと工夫で、水分量が減り、腐敗を遅らせることができます。

本市では、循環型社会の形成に向けて、また、本市のごみを処理している各施設周辺にお住まいの皆様並びに関係者の皆様の負担を軽減するため、一層ごみ減量に向けた施策に取り組まなければならない。引き続き、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



市内で自動販売機を設置されている方へ

自動販売機により飲食物等を販売する方は、まちをきれいにする条例第12条の規定により、使用済み容器(空き缶・ペットボトル等)の散乱防止のため、回収容器の設置およびその管理が義務づけられています。まちの美化にご協力をお願いします。